

報告第1号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年3月24日提出

加東市長 安田正義

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第1号	令和3年3月8日	和解及び損害賠償の額を定めること。	別紙のとおり

専決第1号

和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月8日

加東市長 安田正義

1 損害賠償の相手方

2 和解事項 市は、相手方住宅のブロックとフェンスの修理費用の10割を支払う。

3 損害賠償の額 165,000円

4 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和3年2月18日 午前11時10分頃

(2) 事故発生場所

(3) 事故の内容 市職員が、ごみ収集業務中、相手方住宅横のごみステーションでごみの収集を終え、次のステーションに向かうために三叉路を左折しようとしたところ、車両左側方部を相手方住宅のブロックとフェンスに接触させ、損傷させた。